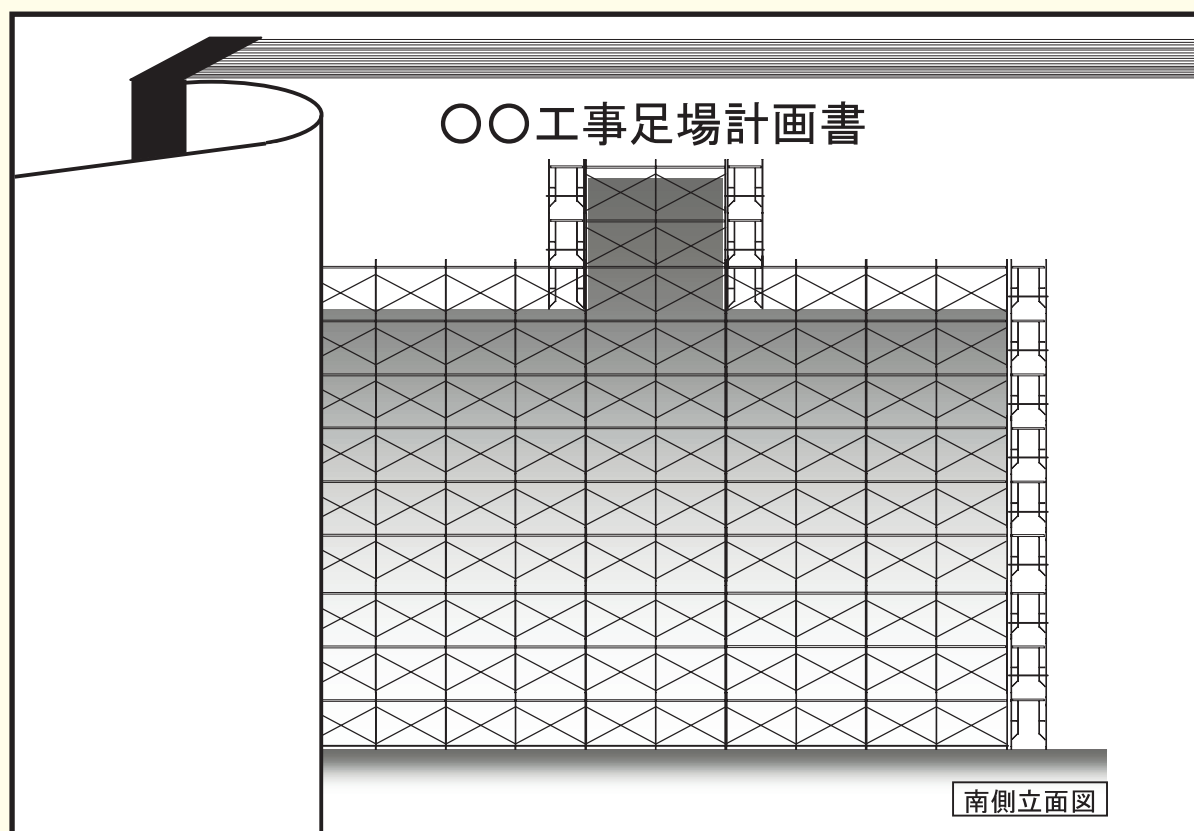


自主的な安全衛生活動を進めている事業者の皆様へ

# 計画届の 免除認定制度について



労働安全衛生法の改正により、労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していると労働基準監督署長が認定した事業場については、機械等を設置する際に行う計画の届出義務が免除されます。

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署